

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

※算出期間：令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日

$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣料金の平均額

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときはこれを四捨五入する、消費税抜）

### ◆営業所

渋谷オフィス 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-1-11 青山 SI ビル 4F

静岡オフィス 〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町 61-5 中西ビル 2F

	渋谷オフィス	静岡オフィス
派遣労働者の数	71 名（令和 5 年 9 月末日時点）	61 名（令和 5 年 9 月末日時点）
派遣先数	122 事業所	52 事業所
派遣料金の平均額	19,824 円	18,333 円
賃金の平均額	14,328 円	13,713 円
教育訓練の内容	<福祉業種> 接遇マナー、介護基礎知識・基礎技術 介護基礎技術訓練 介護応用技術訓練 介護リーダー訓練 <販売業種> 接客（メラビアン）・コンプライアンス NPS 活用訓練 クレーム対応訓練 責任者（売上・利益・育成）研修	<福祉業種> 接遇マナー、介護基礎知識・基礎技術 介護基礎技術訓練 介護応用技術訓練 介護リーダー訓練
その他福利厚生 の制度など	少額短期保険、資格取得制度、ストレス チェック、自己啓発制度	少額短期保険、資格取得制度、ストレス チェック、自己啓発制度
待遇決定方式	労使協定方式	労使協定方式および派遣先均等均衡方式
協定書の有効期間	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日	
労使協定の対象とな る派遣労働者の範囲	介護職員、看護師、准看護師、看護助手、 小売店販売員、出荷・受荷係事務員、倉庫 作業員、フォークリフト運転作業員、化学 製品検査工	有期雇用労働者として雇用される 介護職員、看護師、准看護師、調理人、理 学療法士
マージン率	27.72%	25.20%